

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年12月25日
【会社名】	日本ロングライフ株式会社
【英訳名】	JAPAN LONGLIFE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤正一
【本店の所在の場所】	大阪市北区中崎西二丁目 4 番12号梅田センタービル25階
【電話番号】	(06) 6373-9191
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 瀧村明泰
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中崎西二丁目 4 番12号梅田センタービル25階
【電話番号】	(06) 6373-9191
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 瀧村明泰
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、平成20年1月30日開催予定の定時株主総会の承認を前提条件として、平成20年5月1日付（予定）で会社分割により当社のホーム介護事業および在宅介護事業を当社の100%子会社「ロングライフ分割準備株式会社」および「エルケア株式会社」に承継し、純粋持株会社に移行することを決議いたしましたので、平成19年12月14日に金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、平成19年12月25日開催の取締役会において、平成20年5月1日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約書の承認決議を行い、この旨の公表を行いましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

（訂正前）

(イ) ホーム介護事業のロングライフ分割準備株式会社への吸収分割

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

① 商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産、総資産および事業の内容

商号	ロングライフ分割準備株式会社 (平成19年12月17日設立予定) (日本ロングライフ株式会社に商号変更予定)
本店所在地	大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル25階
代表者の氏名	代表取締役社長 小嶋 ひろみ
資本金の額	10,000千円（設立時見込）
純資産	10,000千円（設立時見込）
総資産	10,000千円（設立時見込）
事業の内容	有料老人ホーム・グループホームの運営、福祉教育事業

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

平成19年12月17日設立予定であり、最初の決算期を迎えておらず、過去実績はありません。

③ 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株割合

日本ロングライフ株式会社（提出会社） 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定であります。
人的関係	当社より取締役を派遣する予定であります。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

当社は有料老人ホーム・グループホームの運営を行う「ホーム介護事業」と訪問入浴・訪問介護などの「在宅介護事業」を柱として事業を展開してまいりました。また、平成19年12月1日に株式会社コムスンより大阪府における「在宅介護事業」を当社100%子会社であるエルケア株式会社に継承いたしました。これにより、「在宅介護事業」の事業全体に占める割合が増加することもあり、事業ごとの個別戦略へシフトしていくことが重要であると認識し、経営戦略と経営資源を最適化するための新たな経営組織を検討してまいりました。

そこで今般、当社の事業を「ホーム介護事業」と「在宅介護事業」に分割して新設および既存の子会社に、会社分割による事業承継を行うことにいたしました。これにより、各事業別の戦略に基づいた独自の事業活動を可能とするとともに、グループ企業全体においては戦略的な意思決定や最適な資源配分を、傘下の各事業会社においては責任と権限が明確かつ機動的な業務執行をより効果的に行っていくことを目的として、持株会社体制へ移行することにいたしました。

このたびの持株会社制への移行により、当社グループとして競争力と効率性をより一層高め、株主価値の向上を図ってまいります。

3. 当該吸収分割の方法および吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社として、当社の100%子会社であるロングライフ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割です。なお、当社は吸収分割後に純粋持株会社となり、平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に商号変更し、また当社の100%子会社であるロングライフ分割準備株式会社は、同日付で「日本ロングライフ株式会社」に商号変更する予定であります。

(2) 吸収分割に係る日程

分割決議取締役会	平成19年12月14日
分割準備会社設立登記	平成19年12月17日（予定）
分割契約締結	平成19年12月25日（予定）
分割承認株主総会	平成20年1月30日（予定）
分割期日	平成20年5月1日（予定）

※なお、本件分割については、会社法第796条第1項（略式分割）の規定に基づき、承継会社の株主総会の承認を受けることなく行います。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

当社は分割準備会社の発行済株式の全てを保有するため、本件吸収分割に際して承継会社は新たな株式の発行は行いません。

(4) 吸収分割契約の内容

分割契約の内容については、未定です。

(ロ) 在宅介護事業のエルケア株式会社への吸収分割

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産、総資産および事業の内容

商号	エルケア株式会社
本店所在地	大阪市浪速区難波中一丁目6番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 小島 和也
資本金の額	10,000千円
純資産	△3,106千円（平成19年10月31日現在 決算見込）
総資産	225,001千円（平成19年10月31日現在 決算見込）
事業の内容	在宅介護事業

②最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

（単位：千円）

決算期	平成19年10月期
売上高	—
営業利益	△2,717
経常利益	△3,095
純利益	△3,106

（注） エルケア株式会社は、平成19年8月31日設立であり、平成19年10月期以外の過去実績はありません。

③大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株割合

日本ロングライフ株式会社（提出会社） 100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より監査役を派遣しております。
取引関係	当社から経営指導を受けております。

2. 当該吸収分割の目的

当社は有料老人ホーム・グループホームの運営を行う「ホーム介護事業」と訪問入浴・訪問介護などの「在宅介護事業」を柱として事業を展開してまいりました。また、平成19年12月1日に株式会社コムスンより大阪府における「在宅介護事業」を当社の100%子会社であるエルケア株式会社に継承いたしました。これにより、「在宅介護事業」の事業全体に占める割合が増加することもあり、事業ごとの個別戦略へシフトしていくことが重要であると認識し、経営戦略と経営資源を最適化するための新たな経営組織を検討してまいりました。

そこで今般、当社の事業を「ホーム介護事業」と「在宅介護事業」に分割して新設および既存の子会社に、会社分割による事業承継を行うことにいたしました。これにより、各事業別の戦略に基づいた独自の事業活動を可能とするとともに、グループ企業全体においては戦略的な意思決定や最適な資源配分を、傘下の各事業会社においては責任と権限が明確かつ機動的な業務執行をより効果的に行っていくことを目的として、持株会社体制へ移行することにいたしました。

このたびの持株会社制への移行により、当社グループとして競争力と効率性をより一層高め、株主価値の向上を図ってまいります。

3. 当該吸収分割の方法および吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社として、当社の100%子会社であるエルケア株式会社を承継会社とする吸収分割です。なお、当社は、吸収分割後に純粋持株会社となり、平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に商号変更します。

(2) 吸収分割に係る日程

分割決議取締役会	平成19年12月14日
分割契約締結	平成19年12月25日（予定）
分割承認株主総会	平成20年1月30日（予定）
分割期日	平成20年5月1日（予定）

※なお、本件分割については、会社法第796条第1項（略式分割）の規定に基づき、承継会社の株主総会の承認を受けることなく行います。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

当社はエルケア株式会社の発行済株式の全てを保有するため、本件吸収分割に際して承継会社は新たな株式の発行は行いません。

(4) 吸収分割契約の内容

分割契約の内容については、未定です。

なお、本件に関する詳細につきましては、分割契約締結が終了次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(イ)ホーム介護事業のロングライフ分割準備株式会社への吸収分割

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産、総資産および事業の内容

商号	ロングライフ分割準備株式会社 (日本ロングライフ株式会社に商号変更予定)
本店所在地	大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル25階
代表者の氏名	代表取締役社長 小嶋 ひろみ
資本金の額	10,000千円(設立時)
純資産	10,000千円(設立時)
総資産	10,000千円(設立時)
事業の内容	有料老人ホーム・グループホームの運営、福祉教育事業

②最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

平成19年12月17日設立であり、最初の決算期を迎えておらず、過去実績はありません。

③大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株割合

日本ロングライフ株式会社(提出会社) 100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役および監査役を派遣しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

当社は有料老人ホーム・グループホームの運営を行う「ホーム介護事業」と訪問入浴・訪問介護などの「在宅介護事業」を柱として事業を展開してまいりました。また、平成19年12月1日に株式会社コムスンより大阪府における「在宅介護事業」を当社100%子会社であるエルケア株式会社に継承いたしました。これにより、「在宅介護事業」の事業全体に占める割合が増加することもあり、事業ごとの個別戦略へシフトしていくことが重要であると認識し、経営戦略と経営資源を最適化するための新たな経営組織を検討してまいりました。

そこで今般、当社の事業を「ホーム介護事業」と「在宅介護事業」に分割して新設および既存の子会社に、会社分割による事業承継を行うことにいたしました。これにより、各事業別の戦略に基づいた独自の事業活動を可能とするとともに、グループ企業全体においては戦略的な意思決定や最適な資源配分を、傘下の各事業会社においては責任と権限が明確かつ機動的な業務執行をより効果的に行っていくことを目的として、持株会社体制へ移行することにいたしました。

このたびの持株会社制への移行により、当社グループとして競争力と効率性をより一層高め、株主価値の向上を図ってまいります。

3. 当該吸収分割の方法および吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社として、当社の100%子会社であるロングライフ分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割です。なお、吸収分割後に純粋持株会社となり、平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に商号変更し、また、当社の100%子会社であるロングライフ分割準備株式会社は、同日付で「日本ロングライフ株式会社」に商号変更する予定であります。

(2) 吸収分割に係る日程

分割決議取締役会	平成19年12月14日
分割準備会社設立登記	平成19年12月17日
分割契約締結	平成19年12月25日
分割契約承認株主総会	平成20年1月30日（予定）
分割期日	平成20年5月1日（予定）

※なお、本件分割については、会社法第796条第1項（略式分割）の規定に基づき、各承継会社の株主総会の承認を受けることなく行います。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

当社は分割準備会社の発行済株式の全てを保有するため、本件吸収分割に際して各承継会社は新たな株式の発行は行いません。

(4) 吸収分割契約の内容

当社とロングライフ分割準備株式会社が平成19年12月25日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

日本ロングライフ株式会社（以下、「甲」という。）とロングライフ分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙明細①記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙明細②ないし④記載の権利義務を承継させる。

第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社） 商号：日本ロングライフ株式会社（平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に変更予定。）
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
- (2) 乙（吸収分割承継会社） 商号：ロングライフ分割準備株式会社（平成20年5月1日付で「日本ロングライフ株式会社」に変更予定。）
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階

第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、株式を新たに発行しない。

第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。但し、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 90,000,000円
(2) 資本準備金 0円
(3) その他資本剰余金

会社計算規則第63条に規定する株主払込資本変動額から、(1) および(2) の金額を減じて得た額

第5条（分割交付金）

乙は、吸収分割に際して、分割交付金を支払わないものとする。

第6条（分割承認総会）

甲は、平成20年1月30日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。なお、会社法第796条第1項の略式分割に該当するため、乙の株主総会の承認は要しないものとする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成20年5月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第8条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第9条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成19年10月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した別紙明細②記載の本件事業に属する資産および債務を効力発生日において甲より承継する。
2. 乙は、効力発生日において別紙明細③記載の本件事業に属する契約を甲より承継する。
3. 乙は、効力発生日において別紙明細④記載の雇用契約を甲より承継する。
4. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第10条（競業避止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第11条（分割に際して就任する役員）

吸収分割に際して新たに乙の役員に就任する者は、ないものとする。

第12条（分割前に就任した乙の役員の任期）

乙の役員であって吸収分割前に就任した者の任期は、吸収分割がない場合に在任すべき時までとする。

第13条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第14条（契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲の株主総会の承認、もしくは法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったとき、または甲およびエルケア株式会社が本日付で締結する甲の在宅介護事業に関する吸収分割契約がその効力を失ったときは、その効力を失う。

第15条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成19年12月25日

- (甲) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル25階
日本ロングライフ株式会社
代表取締役社長 遠藤 正一
- (乙) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル25階
ロングライフ分割準備株式会社
代表取締役社長 小嶋 ひろみ

別紙明細

① 乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、在宅介護事業を除く、ホーム介護事業、公益事業受託運営および福祉教育事業その他これらに関連する事業

② 乙が承継する資産および債務

1. 資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する現金、預貯金、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、有形固定資産、無形固定資産、差入保証金等とする。

2. 債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する負債は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する買掛金、未払金、借入金、社債、前受金、未払費用、施設前受金、契約解除引当金、ホーム介護アフターコスト引当金、承継する従業員に対する賞与引当金、退職給付引当金等とする。

③ 乙が承継する契約

本件事業に関して甲が乙を除く第三者と締結した入居契約、賃貸借契約、金銭消費貸借契約、リース契約、業務委託契約その他本件事業にかかわる一切の契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

④ 乙が承継する雇用契約等

1. 本件事業に主として従事する甲の従業員（出向者、パートおよびアルバイトを含む。）に係る雇用契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

2. 甲とU I ゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会との間で乙に承継させることを別途合意した甲とU I ゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会間の労働協約。但し、前項記載の従業員を対象としないものを除く。

4. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社の概要

商号	日本ロングライフ株式会社 (平成20年5月1日付でロングライフ分割準備株式会社より商号変更予定)
本店所在地	大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
代表者の氏名	代表取締役社長 小嶋 ひろみ
資本金の額	100,000千円
純資産	1,010,674千円(見込)
総資産	6,410,282千円(見込)
事業の内容	有料老人ホーム・グループホームの運営、福祉教育事業

(ロ) 在宅介護事業のエルケア株式会社への吸収分割

1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産、総資産および事業の内容

商号	エルケア株式会社
本店所在地	大阪市浪速区難波中一丁目6番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 小島 和也
資本金の額	10,000千円
純資産	△3,106千円(平成19年10月31日現在 決算見込)
総資産	225,001千円(平成19年10月31日現在 決算見込)
事業の内容	在宅介護事業

②最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

(単位:千円)

決算期	平成19年10月期
売上高	—
営業利益	△2,717
経常利益	△3,095
純利益	△3,106

(注) エルケア株式会社は、平成19年8月31日設立であり、平成19年10月期以外の過去実績はありません。

③大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株割合

日本ロングライフ株式会社(提出会社) 100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より監査役を派遣しております。
取引関係	当社から経営指導を受けております。

2. 当該吸収分割の目的

当社は有料老人ホーム・グループホームの運営を行う「ホーム介護事業」と訪問入浴・訪問介護などの「在宅介護事業」を柱として事業を展開してまいりました。また、平成19年12月1日に株式会社コムスンより大阪府における「在宅介護事業」を当社の100%子会社であるエルケア株式会社に継承いたしました。これにより、「在宅介護事業」の事業全体に占める割合が増加することもあり、事業ごとの個別戦略へシフトしていくことが重要であると認識し、経営戦略と経営資源を最適化するための新たな経営組織を検討してまいりました。

そこで今般、当社の事業を「ホーム介護事業」と「在宅介護事業」に分割して新設および既存の子会社に、会社分割による事業承継を行うことにいたしました。これにより、各事業別の戦略に基づいた独自の事業活動を可能とするとともに、グループ企業全体においては戦略的な意思決定や最適な資源配分を、傘下の各事業会社においては責任と権限が明確かつ機動的な業務執行をより効果的に行っていくことを目的として、持株会社体制へ移行することにいたしました。

このたびの持株会社制への移行により、当社グループとして競争力と効率性をより一層高め、株主価値の向上を図ってまいります。

3. 当該吸収分割の方法および吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を分割会社として、当社の100%子会社であるエルケア株式会社を承継会社とする吸収分割です。なお、当社は、吸収分割後に純粋持株会社となり、平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に商号変更します。

(2) 吸収分割に係る日程

分割決議取締役会	平成19年12月14日
分割契約締結	平成19年12月25日
分割承認株主総会	平成20年1月30日（予定）
分割期日	平成20年5月1日（予定）

※なお、本件分割については、会社法第796条第1項（略式分割）の規定に基づき、承継会社の株主総会の承認を受けることなく行います。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

当社はエルケア株式会社の発行済株式の全てを保有するため、本件吸収分割に際して承継会社は新たな株式の発行は行いません。

(4) 吸収分割契約の内容

当社とエルケア株式会社が平成19年12月25日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

日本ロングライフ株式会社（以下、「甲」という。）とエルケア株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙明細①記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙明細②ないし④記載の権利義務を承継させる。

第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社） 商号：日本ロングライフ株式会社（平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に変更予定。）
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
- (2) 乙（吸収分割承継会社） 商号：エルケア株式会社
住所：大阪市浪速区難波中一丁目6番8号

第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、株式を新たに発行しない。

第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。但し、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
(2) 資本準備金 0円
(3) その他資本剰余金

会社計算規則第63条に規定する株主払込資本変動額から、(1) および(2) の金額を減じて得た額

第5条（分割交付金）

乙は、吸収分割に際して、分割交付金を支払わないものとする。

第6条（分割承認総会）

甲は、平成20年1月30日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。なお、会社法第796条第1項の略式分割に該当するため、乙の株主総会の承認は要しないものとする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成20年5月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第8条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第9条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成19年10月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した別紙明細②記載の本件事業に属する資産および債務を効力発生日において甲より承継する。
2. 乙は、効力発生日において別紙明細③記載の本件事業に属する契約を甲より承継する。
3. 乙は、効力発生日において別紙明細④記載の雇用契約を甲より承継する。
4. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第10条（競業禁止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第11条（分割に際して就任する役員）

吸収分割に際して新たに乙の役員に就任する者は、ないものとする。

第12条（分割前に就任した乙の役員の任期）

乙の役員であって吸収分割前に就任した者の任期は、吸収分割がない場合に在任すべき時までとする。

第13条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第14条（契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲の株主総会の承認、もしくは法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったとき、または甲およびロングライフ分割準備株式会社が本日付で締結する甲のホーム介護事業、公益事業受託運営および福祉教育事業に関する吸収分割契約がその効力を失ったときは、その効力を失う。

第15条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成19年12月25日

- (甲) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル25階
日本ロングライフ株式会社
代表取締役社長 遠藤 正一
- (乙) 大阪市浪速区難波中一丁目6番8号
エルケア株式会社
代表取締役社長 小島 和也

別紙明細

① 乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、ホーム介護事業、公益事業受託運営および福祉教育事業を除く、在宅介護事業その他これに関連する事業

② 乙が承継する資産および債務

1. 資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する現金、預貯金、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、有形固定資産、無形固定資産、差入保証金等とする。

2. 債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する負債は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する買掛金、未払金、借入金、前受金、未払費用、承継する従業員に対する賞与引当金、退職給付引当金等とする。

③ 乙が承継する契約

本件事業に関して甲が乙を除く第三者と締結した指定訪問介護契約、指定訪問入浴サービス契約、賃貸借契約、金銭消費貸借契約、リース契約、業務委託契約その他本件事業にかかわる一切の契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

④ 乙が承継する雇用契約等

1. 本件事業に主として従事する甲の従業員（出向者、パートおよびアルバイトを含む。）に係る雇用契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

2. 甲とUIゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会との間で乙に承継させることを別途合意した甲とUIゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会間の労働協約。但し、前項記載の従業員を対象としないものを除く。

4. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社の概要

商号	エルケア株式会社
本店所在地	大阪市浪速区難波中一丁目6番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 小島 和也
資本金の額	10,000千円
純資産	198,966千円 (見込)
総資産	868,622千円 (見込)
事業の内容	在宅介護事業